

## 下の罰金刑

三 第百二十九条 五十万円以下の罰金刑（第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第九十七条第一項第二号の事業を行う組合若しくはその子法人等又は信用事業受託者にあつては、二億円以下の罰金刑）

四 第百二十八条の二、第一百二十八条の四第四号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第一百三十条第一項中「又は清算人」を「若しくは清算人又は特定信用事業代理業者（特定信用事業代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を執行する社員又は清算人）」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第十一条第七項ただし書、第八十七条第九項ただし書、第九十三条第六項ただし書、第九十七条第七項ただし書又は第一百条の二第二項ただし書の規定に違反したとき。

第一百二十条第一項第四号中「又は第九十一条の二第五項」を「、第九十一条の二第五項」に、「の規定」を「若しくは第一百二十二条の三第三項又は準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条第四項の規定」に改め、同項第八号中「を子会社」の下に「（第一百二十二条第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）」を加え、同項第四十二号の次に次の三号を加える。

四十二の二 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

四十二の三 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

四十二の四 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第一百三十条第三項中「第十一項」を「第八項」に、「故なく」を「正当な理由なく」に改め、「これを」を削る。

（農林中央金庫法の一部改正）

第九条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に、「第九章 解散及び清算（第九十一条—第九十五条）

「第九章 解散及び清算（第九十一条—第九十五条）」を

に改める。

第九章の二 農林中央金庫代理業（第九十五条の二—第九十五条の四）」

第三条に次の二項を加える。

6 農林中央金庫は、第九十五条の二第二項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

7 農林中央金庫は、自己の名義をもつて、他人にその業務を営ませてはならない。

第五十四条第四項第十号中「指定する」を「定める」に改め、「代理」の下に「又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）」を加え、同条中第九項及び第十項を削り、第十一項を第九項とし、第十二項を第十項とする。

第五十七条第二項中「説明」の下に「、その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第五十九条中「子会社」の下に「、農林中央金庫代理業者（第九十五条の二第三項に規定する農林中央

金庫代理業者をいう。第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項並びに第八十四条第一項において同じ。」を、「この条」の下に「及び次条第三号」を加える。

第四章中第五十九条の次に次の一条を加える。

(農林中央金庫の業務に係る禁止行為)

第五十九条の二 農林中央金庫は、その業務に關し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 顧客に対し、虚偽のことと告げる行為

二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為

三 顧客に対し、農林中央金庫又は農林中央金庫の特定關係者その他農林中央金庫と主務省令で定める

密接な關係を有する者の當む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして主務省令で定める行為

第七十二条第一項第八号中「又はその子会社の」を「、その子会社（第一号及び第五号に掲げる会社に

限る。第十項において同じ。）その他これらに類する者として主務省令で定めるものの」に改め、同条第十項中「若しくはその子会社」を「、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの」に改める。

第八十二条第一項中「農林中央金庫」の下に「及び農林中央金庫代理業者」を加え、同条第三項中「第二項」の下に「並びに第九十五条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の五十四第一項」を加える。

第八十三条第一項中「ときは、農林中央金庫」の下に「（農林中央金庫代理業者を含む。）」を加え、同条第二項中「子会社」を「子法人等（子会社その他農林中央金庫がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者（農林中央金庫代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」に改め、同条第三項中「子会社」を「子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改める。

第八十四条第一項中「に農林中央金庫」の下に「（農林中央金庫代理業者を含む。）」を加え、同条第二項中「子会社」を「子法人等若しくは農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改め、同条第五項中

「子会社」を「子法人等又は農林中央金庫から業務の委託を受けた者」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

## 第九章の二 農林中央金庫代理業

(許可)

第九十五条の二 農林中央金庫代理業は、主務大臣の許可を受けた者でなければ、當むことができない。

2 前項に規定する「農林中央金庫代理業」とは、農林中央金庫のために次に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。

- 一 預金又は定期積金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 二 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 三 為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介
- 3 農林中央金庫代理業者（第一項の許可を受けて農林中央金庫代理業（前項に規定する農林中央金庫代理業をいう。以下同じ。）を営む者をいう。以下同じ。）は、農林中央金庫の委託を受け、又は農林中央金庫の委託を受けた農林中央金庫代理業者の再委託を受ける場合でなければ、農林中央金庫代理業を

當んではならない。

(適用除外)

第九十五条の三 前条第一項の規定にかかわらず、銀行等（銀行その他政令で定める金融業を行う者をいう。以下この条において同じ。）は、農林中央金庫代理業を営むことができる。

2 銀行等が前項の規定により農林中央金庫代理業を営む場合には、当該銀行等を農林中央金庫代理業者とみなして、第五十九条、第八十二条第一項、第八十三条第一項及び第二項、第八十四条第一項並びに前条第三項の規定、次条第一項において準用する銀行法（以下「準用銀行法」という。）第五十二条の三十六第三項、第五十二条の三十九から第五十二条の四十一まで、第五十二条の四十三から第五十二条の四十五まで、第五十二条の四十九から第五十二条の五十六まで、第五十二条の五十八から第五十二条の六十まで、第五十三条第四項及び第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る第十一章の規定を適用する。この場合において、準用銀行法第五十二条の五十六第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第四号又は第五号」と、「第五十二条の三十六第一項の許可を取り消し、又は期限を付して銀行代理業の全部若しくは」とあるのは「期限を付して農林中央金庫代

理業の全部又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 銀行等は、農林中央金庫代理業を営もうとするときは、準用銀行法第五十二条の三十七第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項第二号に掲げる書類を主務大臣に届け出なければならない。

(農林中央金庫代理業に関する銀行法の準用)

第九十五条の四 銀行法第七章の三（第五十二条の三十六第一項及び第二項、第五十二条の四十六から第五十二条の四十八まで並びに第五十二条の六十一を除く。）、第五十三条第四項及び第五十六条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定は、銀行代理業者に係るものにあつては農林中央金庫代理業者について、所属銀行に係るものにあつては農林中央金庫について、銀行代理業に係るものにあつては農林中央金庫代理業について、それぞれ準用する。

2 前項の場合において、同項に規定する規定中「内閣總理大臣」とあるのは「主務大臣」と、「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「農林中央金庫代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「農林中央金庫代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「農林中央金庫

代理業再受託者」と、銀行法第五十二条の三十七第一項中「前条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項」と、同法第五十二条の四十三及び第五十二条の四十四第一項第二号中「第二条第十四項各号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項各号」と、同条第二項中「第二条第十四項第一号」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の二第一項第一号」と、同法第五十二条の五十一第一項中「第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類又は当該所属銀行を子会社とする銀行持株会社が第五十二条の二十八及び第五十二条の二十九第一項」とあるのは「農林中央金庫法第八十二条第一項及び第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十八条の次に次の二条を加える。

第九十八条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第七項の規定に違反して他人に農林中央金庫の業務を営ませた者
- 二 第九十五条の二第一項の規定に違反して許可を受けないで農林中央金庫代理業を営んだ者

三 不正の手段により第九十五条の二第一項の許可を受けた者

四 準用銀行法第五十二条の四十一の規定に違反して他人に農林中央金庫代理業を営ませた者

第九十八条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十八第二項の規定により付した条件に違反した者

二 準用銀行法第五十二条の五十六第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第九十九条第一項中「又はその子会社の役員又は職員」を「若しくはその子法人等の役員若しくは職員又は農林中央金庫代理業者その他農林中央金庫から業務の委託を受けた者（その者が法人であるときは、その役員又は職員）」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第八十一条第一項若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十第一項の規定に違反して、これら の規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をしたとき。

第九十九条第一項第二号中「又は第二項」を「若しくは第二項又は準用銀行法第五十二条の五十一第一項」に、「説明書類」を「書類」に改め、「をして」の下に「これらの書類を」を加え、同項第三号中「

第二項」の下に「若しくは準用銀行法第五十二条の五十三」を加え、同項第四号中「第二項」の下に「若しくは準用銀行法第五十二条の五十四第一項」を加え、同項に次の二号を加える。

五 準用銀行法第五十二条の三十七第一項の規定による申請書又は同条第二項の規定によりこれに添付すべき書類に虚偽の記載をして提出したとき。

六 準用銀行法第五十二条の四十二第一項の規定による承認を受けないで農林中央金庫代理業及び農林中央金庫代理業に付随する業務以外の業務を営んだとき。

第九十九条第二項を削り、同条の次に次の三条を加える。

第九十九条の二 第五十九条の二（第一号に係る部分に限る。）又は準用銀行法第五十二条の四十五（第一号に係る部分に限る。）の規定の違反があつた場合において、顧客以外の者（農林中央金庫又は農林中央金庫代理業者を含む。）の利益を図り、又は顧客に損害を与える目的で当該違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 準用銀行法第五十二条の三十九第二項若しくは第五十二条の五十二の規定による届出をせず、又は

虚偽の届出をした者

二 準用銀行法第五十二条の四十第一項の規定に違反した者

三 準用銀行法第五十二条の四十第二項の規定に違反して、同条第一項の標識又はこれに類似する標識を掲示した者

第九十九条の四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十八条の三 三億円以下の罰金刑

二 第九十九条第一号から第五号まで 二億円以下の罰金刑（清算中の農林中央金庫にあつては、三百万円以下の罰金刑）

三 第九十九条の二 二億円以下の罰金刑

四 第九十八条の二、第九十九条第六号又は前条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により法人でない団体を処罰する場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき  
その団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用す  
る。

第一百条第一項中「清算人又は」を「清算人、」に改め、「社員」の下に「又は農林中央金庫代理業者（  
農林中央金庫代理業者が法人であるときは、その取締役、執行役、監査役、理事、監事、代表者、業務を  
執行する社員又は清算人）」を加え、同項第四号中「第二項」の下に「並びに準用銀行法第五十二条の五  
十一第一項」を加え、同項第三十三号の次に次の四号を加える。

三十三の二 第九十五条の三第三項若しくは準用銀行法第五十二条の三十九第一項若しくは第五十三条  
第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十三の三 準用銀行法第五十二条の四十三の規定により行うべき財産の管理を行わないとき。

三十三の四 準用銀行法第五十二条の四十九の規定による帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚  
偽の帳簿書類を作成したとき。

三十三の五 準用銀行法第五十二条の五十五の規定による命令に違反したとき。

第一百条第一項第三十四号中「第三条第四項」の下に「若しくは第六項」を加える。

(預金保険法の一部改正)

第十条 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

機構は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関又は金融機関代理業者(銀行第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者及び労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。)に対し、その業務の一部を委託することができる。

第三十五条第二項中「及び金融機関」を「金融機関及び金融機関代理業者」に改め、同条第三項中「金融機関」の下に「又は金融機関代理業者」を加える。

第三十七条第一項中「金融機関」の下に「(当該金融機関を所属金融機関(銀行法第二条第十六項に規

定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）とする金融機関代理業者を含む。次項において同じ。」を加え、同条第三項中「使用者」の下に「並びに破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、役員及び使用人）」を、「又は破綻金融機関」の下に「及び破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者」を加える。

第五十一条第一項中「（昭和二十四年法律第百八十三号）」及び「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」を削る。

第八十一条第一項中「使用者」の下に「並びに被管理金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、役員及び使用人）」を、「又は被管理金融機関」の下に「及び被管理金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者」を加える。

第一百十五条中「特別危機管理銀行」の下に「及び特別危機管理銀行を所属金融機関とする金融機関代理

業者」を加える。

第一百三十六条第一項中「（代理店を含む。）」を「（金融機関代理業者を含む。）」に改め、同条第二項中「業務の委託を受けた者」の下に「（金融機関代理業者を除く。次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。）」を加える。

第一百三十七条第一項中「（代理店を含む。）」を「（金融機関代理業者を含む。）」に改める。

第一百四十五条第一項中「使用者」の下に「若しくは当該破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用者）」を加え、同条第二項中「使用者」の下に「若しくは当該被管理金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者が法人である場合にあつては、その役員及び使用者）」を加える。

第一百四十九条第一項第二号中「第一百四十六条」を「第一百四十五条（法人である金融機関代理業者に係る部分に限る。）、第一百四十六条」に改める。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十一条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次の

ように改正する。

目次中「第三百四十五条」を「第三百四十五条の二」に改める。

第一百四十五条第二項中「第四百六十八条」を「第四百八十六条」に改める。

第一百八十六条のうち協同組合による金融事業に関する法律第六条の六第二項の改正規定中「第六条の六第二項」を「第六条の五第二項」に改め、同法第六条の八第一号の改正規定中「第六条の八第一号」を「第六条の七第二号」に改める。

第一百九十三条のうち信用金庫法第三十五条の次に八条及び節名を加える改正規定のうち第三十五条の二に係る部分を次のように改める。

(役員の任期)

第三十五条の二 役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただ

し、その期間は、一年を超えてはならない。

4 第一項及び前項の規定は、定款によつて、第一項及び前項の任期を任期中の最終の事業年度に関する通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第一百九十三条のうち信用金庫法第五十二条の改正規定のうち同条第二項本文に係る部分中「定める」の下に「債権者以外の」を加える。

第一百九十七条のうち労働金庫法第三十二条から第三十七条までを改める改正規定のうち第三十六条に係る部分を次のように改める。

#### (役員の任期)

第三十六条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当初の役員の任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年を超えてはならない。

4 第一項及び前項の規定は、定款によつて、第一項及び前項の任期を任期中の最終の事業年度に関する

る通常総会の終結の時まで伸長することを妨げない。

第一百九十七条のうち労働金庫法第五十七条の改正規定のうち同条第二項本文に係る部分中「定める」の下に「債権者以外の」を加える。

第一百四条のうち銀行法第五十一条第四項の改正規定を次のように改める。

第五十一条第四項中「商法第四百八十三条ノ三（外国会社の代表者の退任に関する債権者の異議）」を「会社法第八百二十条（日本に住所を有する日本における代表者の退任）」に改め、同条に次の一項を加える。

5 外国銀行支店に対する会社法第八百二十二条第一項（日本にある外国会社の財産についての清算）の規定の適用については、同項中「利害関係人」とあるのは、「利害関係人若しくは内閣総理大臣」とする。

第一百四条のうち銀行法第五十二条の二十八の改正規定のうち同条第三項及び第五項に係る部分中「中間貸借対照表等及び」を削る。

第一百四条のうち銀行法第五十二条の五十一第一項の次に一項を加える改正規定中「電磁的記録」を「

「電磁的記録」に改める。

第二百四条のうち銀行法第五十七条の次に三条を加える改正規定のうち第五十七条の四第一号に係る部分中「中間貸借対照表」を「同項に規定する中間貸借対照表等」に改める。

第一百四条のうち銀行法第六十三条の三に一号を加える改正規定中「（調査記録簿の記載等）」を「（調査記録簿等の記載等）」に改める。

第七章中第三百四十五条の次に次の二条を加える。

（社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部改正）

第三百四十五条の二　社会保険労務士法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書中「二条を」を「三条を」に改める。

第四百二十三条のうち商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第十四条第三項の改正規定中「商法（明治」を「（明治」に改める。

第四百四十九条のうち産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条の改正規定の前に次のように加える。